

令和5年度 第4回白馬村観光振興のための財源検討委員会 議事録（要旨）

招集年月日	令和6年3月13日（水）
招集の場所	白馬村役場 庁議室
開催時間	10時00分～11時58分

■委 員

学識経験者（公財）日本交通公社理事	山田 雄一	○
学識経験者 國學院大學観光まちづくり学部 教授（リモート）	塩屋 英生	○
関係団体代表 八方尾根開発（株）代表	倉田 保緒	欠
関係団体代表（一社）白馬村観光局 事務局長（リモート）	福島 洋次郎	○
村長が認める者 ホテル白馬 代表	柴田 謙二	○
村長が認める者 山の郷ホテル白馬ひふみ 代表	丸山 智彦	○
村長が認める者（株）白馬館 役員	松沢 英志郎	○
村長が認める者（株）オーブス 役員（リモート）	岸 壮周	○
オブザーバー 白馬村 副村長	吉田 久夫	○
オブザーバー 白馬村議会 産業経済委員長	切久保 達也	欠

出席8名

■事務局・説明者

白馬村 総務課長	田中 克俊	○
白馬村 総務課 企画調査係長	山岸 大祐	○
白馬村 税務課 参事兼税務課長	山岸 茂幸	○
白馬村 税務課 税務係長	下川 啓一	○
白馬村 観光課長（リモート）	太田 雄介	○
白馬村 観光課 商工観光係長	矢口 浩樹	○
白馬村 総務課 集落支援員	渡邊 宏	○

<敬称略>

1. 開 会 <田中総務課長>

2. あいさつ <丸山村長>

本委員会は、候補として考えられる財源を検討し私に答申する機関で、現段階でどれを導入するか決定するものではないが、県も宿泊税を導入の議論が進んでいることから、そ

の対応も検討しておく必要があるので、可能な限り検討したうえで答申に加えていただきたい。

<山田会長>

今回は今年度最後の検討会となるが、県の動きもあるので決めるべきところは決め、前向きに進めていきたいので、闊達な議論をお願いしたい。

### 3. 会議事項

#### (1) 候補財源とされている「宿泊税」の制度設計について

「資料1」により<山岸企画調査係長>が説明した。

・山田会長：

北海道が宿泊税の導入を発表され、新潟県も今月末頃から検討会を始めると聞いており、山梨県からも話が出ている。

長野県は今日午後に最終の検討部会があり、再来週の観光審議会で答申を申し入れる予定だが、パブコメでも導入に反対するような意見はなかったと聞いており、導入すると考えて良いと思う。導入するとなると最短で6月議会に上程し、来年4月1日の施行になると思われる。

県で導入する場合は、それを県と村で分け合う形になり、白馬村で導入しないという選択肢基本的にはないと思う。

この検討委員会でも議論があったが、白馬村でその財源をお手盛りで使われたとしても、それは県が取ろうが村で取ろうが変わらないという意見もある。

この検討委員会の目的は、白馬村の観光振興や地域づくりにその財源をどう設計し使っていくのかを議論をすることで、その観点で議論いただきたい。

<山田会長が作成した追加資料<1><2>を説明した。>

資料<2>について、皆様のご意見を伺いたい。

・丸山委員：

昨日、宿泊税についての勉強会に参加した。基本的に二つの方向性が出た。

「導入が決まってないにも関わらず、決まっているよう進めることは乱暴ではないか」という意見と「白馬の未来を考えると必要なことではないか」という意見が出たが、特に外国の方（HIBA）からは、来シーズンの予約も埋まってきているなかで、是非私たちの意見も取り入れてほしいという意見だった。

もっと勉強会等を開催し、私たち委員以外の意見も吸い上げて議論を重ねていくしかないと思った。また、村内の8割方は小規模事業者なので、そういう方の意見を丁寧に聞きながら進めてほしいと感じている。

説明のあった徴収条例・使途条例についてどう話し合っていくのか不安がある。

県の宿泊税の配分がポイントになるので、まずはそれを決めることだと思う。

・山田会長：

配分はどの位が良いと思うか。

・丸山委員：

コストをかけて徴収するものなので、それが理解できる配分率かと思う。

・柴田委員：

私も勉強会に参加したが、検討会に参加している委員と他の宿泊事業者との温度差を感じた。

宿泊事業者の協力の程度により徴収額も変わってくる。入湯税の徴収率をみても現実の宿泊者数との乖離があるように、その二の舞になる心配がある。そうならないためには、宿泊事業者の理解を深め、皆でやっていこうという機運の醸成が必要と思う。

議論に参加してない人から見れば、宿泊税ありきで進んでいるということが否めない。

逆に日本人のお客をメインにしている事業者からは、我々の集めた財源を外国人のために使うのかという見方も当然出てくるので、使途についてもバランスを取るのが難しいと思った。

ホテル協議会の中でも賛成、反対だけでなく様々な考え方があり、宿泊事業者がどこまで理解し協力していくのかがポイントだと思う。

・山田会長：

こういう特定の財源を持ったことがなく、それをどう使うかについても役場職員にもノウハウがなく、村の皆さんで試行錯誤してノウハウを積み上げていくしかない。京都市の場合は行政主導でできたが、市の財政が足りないので宿泊税で補填するというロジックで導入したため、必ずしも観光振興に使われてなく、宿泊事業者からするとリニア感・感覚が見えないということがある。

宿泊事業者がお客様に説明力を持ち説明できるようにすることが大事だと思う。

・松沢委員：

特別徴収義務者である宿泊事業者の理解を得ていくことは、時間が掛かり難しいことだがとても重要だと思っている。

税率については、県の中で宿泊客の多いところから少ないところに流れることになり相対的に少なくなると思うが、県からは率について話があるのか。

→ 山田会長：

正式にはないが、半々にしたいようである。

全国でも2階建てで導入しているのは福岡県と福岡市・北九州市だけであり、200円の税額に対し150円が市税で50円を県税としているが、その他の市町村は100円分を交付金として出すこととしている。ただし、宿泊人数ではなく日帰り客も含めた形で案分しており、宿泊客の多いところは税が流出し、日帰り客は多いが宿泊客の少ないところは県から出してもらおう状況となっている。

私に関わっている沖縄県でも75対25で話をしているが最終的には県との調整となる。

言いにくいですが、最初から50対50でいくと値切られる可能性がある一方で、市町村とすると75対25程度で始め、最終的に譲歩し50対50辺りが落としどころかもしれない。

福岡市と北九州市は、県と同様の行政権限を持っている政令指定都市というロジックも使っている。

北海道とニセコ町については、北海道が導入した場合の税額はこれからの話になっている。

総務省の見解としては、県税として導入した場合は、県内のどこに泊まっても同額にしてくださいということです。

・岸委員：

村内で徴収する宿泊事業者や村内に宿泊された宿泊客にメリットがあるように使える形にしたいので、2%なら1.5%にしていきたいと思う。

徴収した税金は徴収したところに還元することが大事だと思うので、それを前提に進められれば良いと思う。

・福島委員：

税率の話は厳しいと思った。県のやる内容によっては考えても良いと思う。

観光事業者では考えつかないような道路等の基礎インフラに県が投資し、県道整備等に使うのであればそれはそれで良いし、県がその財源で何をするのかも考えながら議論を進めていくべきと思う。

・松沢委員：

課税免除について、例として修学旅行が挙げられているが、県としてはイメージとして何かあるか。

→ 山田会長：

原案としては修学旅行のみで、私個人の意見としては、白馬村としてももう少し政策的に対象を広げても良いのではないかと思う。

例えば、冬季にスキー場等が学生を呼び大会を開催することがあるが、そういうものについては、課税免除することも考えられると思う。

→ 松沢委員：

課税免除を広げていくと線引きできない部分も出てくると思うので、基本的に広げるべきではないと思っている。

→ 山田会長：

多くのところで修学旅行に限定しているのは、学校教育法で定められ、学校の旅行とは区別されており拡大解釈がおきにくいということがある。

・柴田委員：

免税点に関しても県では話があるか。

→ 山田会長：

県ではまだ定額か定率かも決まっていないが、それが決まれば出てくると思う。定額に決まれば恐らく免税点を設定するのではと思っているが、福岡では入れていない。免税点

を入れたのは大阪府で、その後の北海道や福岡についてはいれていない。長野県では免税点については特に触れていない。

定額で入れた場合は、1万円以下の宿は負担感が高くなるので、北海道でも議論になっており、その議論は出てくる可能性があると思う。

・丸山委員：

徴収事務交付金について、昨日の勉強会で申告システムを使った場合、1億5千万～7千万円位の経費が掛かるとの試算が出ていたが、具体的にはどの程度のものなのか。

→ 山田会長：

北谷町の場合、2.5%とあるが、宿が仮に100万円の宿泊税を徴収した場合、そのうちの2.5%を宿に戻すということで、システム改修については別途システム改修の補助金を入れた自治体としては大阪府が成功例としてあり、長崎市も去年から始めたが、システム導入費用の50%又は50万円までを補助金として出している。

システム改修費は単発で一回限りだが、徴収事務交付金は継続して支払われる手間賃で、北谷町の場合は2.5%を本則として、初期はトラブル等を見込み5%としており、補助金の導入は別の話となっている。

徴収事務交付金は今までは率で行っているが、例えば20万円までは定額で出すとかも制度設計上は可能だと思うので、零細事業者の負担をどう軽減するかという部分においてもその扱いは重要だと思う。

今は一律2.5%だが、十人から取るのと千人から取るのと比較してもコストが百倍掛かるのかということもあり、税額に応じて変えることも考える必要があるかもしれない。

使途条例についても幅広く意見を聞くという部分では、使途を決めるのは観光地経営会議となっており、その構成の話もあるが別の組織やワーキンググループを立ち上げるのかも考えられ、幅広く意見を集約しながら内容を高めていくのかによってもこの使途条例の作り方も変わってくると思うので皆さんの意見を聞きたい。

・柴田委員：

個人的には定額制の方が事務的にも良いと思うが、導入時期についてはお客様への周知や予約のタイミング等を考えると、県が6月に決めて次の4月から導入することは周知期間が少ない。既にその年の予約も始まっており、最低でも2年程の周知期間と事業者の理解を勧める期間としてはある程度の余裕をもって欲しい。

→ 山田会長：

総務省は周知期間として概ね1年としている。最短例としては北九州市の6か月で、福岡県は6月議会で翌年4月からと9か月だったが、それ以前から議論があり、春の段階では福岡市が6月議会でやるのが見えていたため総務省も認めた形で、後から北九州市が入ってきたが、北九州市だけずらすことができずに6か月となった。

総務省側は、基本1年以上ということを目安としているが、普通1年後の予約が多いのでそこを配慮していると思われる。

・丸山委員：

使途条例について、「マスタープランの策定及び管理は専門の会議体で…」と書かれているが、最終的に決めるのはその専門会議ということで良いか。

→ 山田会長：

最終的に決めるのは議会です。専門会議体は村長に対し答申する立場になる。答申されたものを役場として予算化し議会に諮り承認を得ることになる。

諮問機関である会議体の法的根拠を明確にするために使途条例を定める。

議会がそれに反対することは、条例そのものを否定することになるので、条例に基づき出てきたものに対しては、相当に非合理的なことがなければ反対しにくいことになる。

・丸山委員：

その中で私たちは専門の会議体の人選や構成を含めて考えていかなければいけないということか。

→ 山田会長：

そういうことです。

・丸山委員：

見直しは別の会議体で行うとあるが、他の地域ではあるのか。

→ 山田会長：

使途条例自体が国内には前例がなく、私に関わっている他の地域では行政と民間がある種の口約束でやっており、事業者側から半数以上の委員を宿泊事業者にしてくださいというような申入書を出してもらい、それを首長がそれを基に徴収条例を作ったという建付けで、約束事はあるが法的根拠はないので、その後の選挙で首長や議員の構成が替われば、なし崩しにされる可能性はある。

そうならないために、また村内での不安感・不信感を取り除くためにも法的なものを作り、それを根拠にして進めていくことが必要ではないかと思う。

観光地経営会議があるが、使途条例を策定した場合、名称は同じでも法的な会議体になりその設置要綱等も定めることもできることになる。それについての提言もいただければと思う。

・山田会長：

見直し期間もあるが、5年間で良いか。

法定外税は一度作るとずっと継続するので、明確には決まっていなくても定期的に必要性や内容を見直すことが必要と言われており、阿寒は10年だが毎年評価をしている。まずは5年位で始めて検討や見直しをすることが良いと思う。

見直し期間を5年間とするなら計画期間も5年間となり、見直し期間を10年間とするなら計画期間も10年間となる。

計画は周知期間とも連動しており、周知期間を利用し計画を立てていくことになり、周知期間には税収見込みも見えているので計画を立てやすくなる。

財源が決まっているなかで観光振興計画を作ることも今まで実例がなく、今までは「やったら良いね」というものを書いており、財源の裏付けを持ち最低限これはやり、税収が

増えたときにはこれをやるといったことを考えていくことになるが、これも重要なことだと思う。

・柴田委員：

県の課税期間も出ているが、それとは別でも良いか。

→ 山田会長：

表向きには宿泊税となっているが、白馬村に交付される分の用途は白馬村で決められる。県と喧嘩しても良くないし、県と同じことをしても無駄なので、擦り合わせは必要となる。二次交通にしても村内で完結するものは村で決められるが、ハクババレーのように市町村をまたがるようなものは県と連携していくことも選択肢の一つである。

・福島委員：

観光はまったく先が読めないので、見直し期間もフレキシブルにした方が良いと思う。

例えばコロナのような災害がないとも限らないし、2年連続で雪が降らないということも考えられるので、直ぐに見直せるようにしておいた方が良いと思う。戦争も含め何が起きかわからないし、観光に影響してくることが考えられる。

→ 山田会長：

野放図に使われないように方針等は必要だが、それにこだわり過ぎると環境変化に耐えられないことになるので、ガバナンスを持ちながら柔軟性をどう担保するかも重要な視点だと思う。倶知安町のマスタープランも2030年までの計画で作ったが、コロナや資材価格の高騰等もあり、プランの見直しを来年度予定している。

・山田会長：

用途についての特別徴収義務者に対する説明と合意を得ることをしっかりやっていくためには、計画策定もよりオープンな議論をしていくことが必要だと思っている。

税率については、75対25%程度で申し入れをしてみるが、議論の中で税額等もはっきりしてくるので、そこで村も変わっていくということが判るような機運の醸成していくべきだろうと思うのでそれを付け加えたい。

入湯税の話もあったが税収との乖離、払わない人もいるのではないかとこのころは、新制度を入れる際は特に初めの2～3年位は、取りこぼしがないように、村としてその対策をどうするか、体制をしっかり考えていただきたい。

京都市では、違法民泊の税収漏れが危惧されていたことから、その対策を国税とリンクして、国税への申告があるが京都市への届がない事業者を特定し、把握していったという例です。他の事例を参考に、白馬村としても正直者が馬鹿を見ないような徴収の仕組みをしっかり作ってもらいたいし、それを徴収条例にも明記してもらいたい。

(2) 候補財源とされている「リフト利用者課税、村県民税（家屋敷課税の引上げ）、別荘等所有税、登山協力金及びふるさと納税寄附」の方向性について

・山田会長：

2点目は、村でも議論が定まっていないが、宿泊税は宿泊客に負担してもらって観光税の代表として、止むを得ず宿泊客を代表としている。現実には日帰り客や別荘へ宿泊している人も居るが、宿泊税は発生しない。その人たちが例えばシャトルバスを利用するとなるとフリーライド（タダ乗り）となるので、宿泊客以外からも徴収した方が良いのではないかという意見がある。これについては、制度設計等も直ぐにはできないが、この委員会としても引き続き検討していくべきではないかという部分について意見をいただきたい。

<追加資料<3><4>を山田会長が説明>

<別途資料 家屋敷課税等について山岸税務課長が説明>

・山田会長：

建物に掛ける税があるということだが、どれだけの金額になるのかを考えると難しいかもしれませんが、今後を考えると選択肢の一つだと思う。いくつか財源候補としてあるが、意見をいただきたい。

・柴田委員：

宿泊とリフトの両方に課税されることになり、マイナスイメージになるので、リフト課税については反対だが、索道事業者と議論を深めて税以外の形で集めたお金をシャトルバスのような索道事業者が困っているようなことに使っていける仕組みを作ることを考えていった方が良くと思う。

→ 山田会長：

次から次へと税を徴収していくのは、評判としても良くないと思。う一方で日帰り客をどうするか議論が必要で、その中でリフトは判りやすいアイコンだと思う。

ちなみに、アメリカではブリッケンリッジというスキー場が唯一リフト税を入れているが、当日の1日券だけ課税している。その券で他のスキー場も滑れるが、その財源は交通対策の整備に使われている。リフト税に関しては、税に限らずその目的を検討する必要があると思う。

・福島委員：

観光事業者税については、ヨーロッパではたくさんあるが。

→ 山田会長：

初めからすべて否定する必要はなく、皆さんが検討するというならここで検討していける。ヨーロッパと日本では税制も異なるのでそのまま持ってくることは難しい部分もあると思うが、だから導入しない、議論もしないということではないと思う。



・福島委員：

ある索道事業者と話をしたが、いろいろなところで協力金や負担金を支払っており二重課税・三重課税されているようだとされたことがあった。

その辺を整理していく中で、税法上のものに限らず新しいもので、それを分配されるイメージのものを作ったら良いと思う。

→ 山田会長：

納税義務者がスキー客なのか索道事業者なのかで観光事業税的なものになったり、宿泊税的なものにもなり、変数が多いがリフト税と一緒に検討しても良いかと思う。

・柴田委員：

家屋敷課税の件数は、貸別荘か。

→ 山岸税務課長：貸していると除外される。

自己所有で稀に使うだけで、貸してもいなく所得が一定以上の者が対象となり、貸している場合は契約書等の疎明資料の添付を求めている。

・柴田委員：

できるかどうかかわからないが、全ての消費に村独自で消費税を掛けたら良いという話も出た。

→ 山田会長：

海外と税制が異なることを話したが、海外は何処の自治体も基本的に税収が歳出より多く、自分たちの税収で自治体を経営しているので、税の設計はそのままその自治体の経営規模になる。

消費税も市町村税として入っている。観光地で土地が取引された場合、その分は自治体に入ることになり、観光に限らず不動産等も取引が活性化すればするほど自治体の財政も増える設計になっているので、アメリカ等は消費税だけで経済が回るので敢えて宿泊税等を入れていない。

ヨーロッパの観光事業税もそれに近く、観光事業税により税収のバランスを取っているため、他の地域に比べて同じ税制を使うと税収が下がるため、自分たちの産業が観光なら観光からの税収を得ることで自治体経営をするという発想で観光事業税が出てきた。

日本の場合は赤字部分を国が補填するので、固定資産税と住民税が歳出に占める割合は15～20%程度しかなく、60%程度は国からの交付税となる。

海外の税は自分たちの地域が生きていくためにこの税を払わなければいけないという発想で税が設計されているのに対し、日本は生きていくためなら国が補填してくれるので税はいらないという話となっている。

日本でも観光に力を入れている市町村とそうではない市町村があるが、白馬村のように観光にもお金を使うとすると貧乏になってしまうので、その分を今回の宿泊税のような別の財源で担保することにより、観光に携わっていない人も行政サービスを受けられることになり、さらに観光もできる財源をつくるというのが宿泊税でなる。

観光事業税が難しいところは、日本だと事業者さんの理解を得ることが難しく、それは税収の考え方が欧米と違うことからきていると思う。

・丸山委員：

県の旅館組合が知事に要望した中に、新たな観光振興財源とあるが、宿泊業以外の観光事業者も特別徴収義務者の割り振りになると思うが、今話しているのはその他の財源候補としてリフト税や家屋敷課税等の話だが、宿泊税プラス家屋敷税等のようにプラスαで制度設計するリスクはどうか。

→ 山田会長：

県の旅館組合の答申の話は把握していないが、恐らくそのベースはスイスとオーストリアの観光事業税で、それは事業者に掛けるものでサービス利用者が負担するものではない。スイスとオーストリアでは観光事業税と宿泊税の二つが動いているが、宿泊税は宿泊者に戻すものとし、観光事業税は事業者の産業振興のためのもので、プロモーションや域内交通もここから出している。

県としてはスイスやオーストリアと同じではなく、飲食店や土産物屋等へは今掛かっている法人税に上乗せする形で県独自の税が掛かるという考えです。

その税率は、業種により観光の恩恵が異なるので、スイス・オーストリアでは3年に一度程度調査をして地域・業種ごとの税率を決めている。

県や白馬村で観光事業税を導入する場合は、一律ではなく観光の恩恵に濃淡をつける必要がある。

・松沢委員：

別荘等所有税は、家屋敷課税の非課税との整合性とあるが、これは非課税でも別荘を所有していれば税を掛けられるということだと思うが、個人事業主である程度所得が操作できるところ等を考えるとその規模感がないという話もあったが、財源として検討することも良いと思う。

コンドミニアムも水道等の公共サービスにも負荷が掛かり、村内の実態は判らないが、今後増えてくることも想像できるので、観光の受益者という点でも課税を検討すべきと思う。不動産を購入する時に白馬村に落ちる税金はあるか。

→ 山田会長：

不動産取得税は県税で、固定資産税のみです。建築すれば建物の固定資産税が増えることになる。

・松沢委員：

村内の地価が上がっているが、観光地としての価値があるから外部の皆さんから購入したいという側面があると思うので、居住しない方の購入や海外の方の購入に税で網を掛けることはできないか。

→ 山田会長：

固定資産税については、倶知安町では固定資産税がとても増えたが、国からの交付税が減ったので町として使える財源は増えていない。

黒字の自治体であれば増えるが、日本の自治体は基本赤字で固定資産税と住民税を合わせても2割程度で、これが5倍とかいかないと、財政が黒字になることはあり得ないので、別枠で宿泊税を導入した。

取得税に替わるものが税制的にできるかだが、それができれば良いが、水道を接続する際に上乗せすることはするのか。

→ 吉田オブザーバー：

今は用途で若干別れているだけだが、加入負担金がある。

・柴田委員：

大型施設の計画もあるが、現状間に合うのか。

→ 吉田オブザーバー：

もともと昭和のお客様が多い時に計画されたものであり、間に合います。

・山田会長：

今は基本的に無料で提供されているが、駐車場についてはどう思うか。

・松沢委員：

実際にどう取りに行くかというオペレーションが難しいと思うが、サンサンパークは夏の前泊の場所になっている実態がある。

→ 山田会長：

海外の駐車場は、パーキングメーターさえなくなってきていて、アプリでの支払いになっている。

駐車場に番号が付いていてアプリで駐車番号と車のナンバー・時間等を入力するが、ゲートも何もなく監視員がカメラを回しながら回り、カメラがナンバーを読み込み、クラウドの情報と突き合わせ、手続きしてない車を見つけるとアラートが鳴るような仕組みとなっている。

ゲートシステムも不要で巡回する人を置くだけで済む形で、現にシステムもあり、突破口はあると思う。

日帰りのスキーバスツアー等もバスの方でチャージを掛けることもでき、日帰りの分のカバーもできるので一案かと思う。

・岸委員：

協力金等ではどの程度徴収できるのか大まかには出されているが、何を目安にしているか聞きたい。

→ 山田会長：

直ぐには出ないと思うので引き続きと思う。

ある程度の金額にならないと手間ばかりになるので、ある程度精査しながらということになると思う。

富士河口湖町の遊漁税にしても、入れたときは釣りブームで数千万円あったが、今はブームも萎んで数百万円になってしまい、税金の意味があるのかという話になっている。

これについては、引き続き検討したい。

観光事業税も、もう一度可能かどうかも含めて考えたい。またリフト税も総合的に考えたい。

不動産投資の観点から熱海市の別荘等所有税か京都市のものにするのかはあるが、村外からの投資にかかるものについての可能性を考えたい。

また、駐車場の件も考えたい。

上記三点について、技術的に可能か、税収として見合うのか、安定的な財源になっているのかについて、引き続き議論をしていきたい。

#### 4. その他<山岸企画調査係長>

今後のスケジュールについて

今日の議論を事務局でまとめたうえで、村長に報告書として提出する案を作成し、皆さんに見ていただき意見や修正・訂正等があれば修正したものの承認をいただいた後に5年度の報告書として村長へ提出する流れで進めたいがそれでよろしいか。

→ 異議なく承認を得た。

#### 5. 閉 会<田中総務課長> (11 : 58)